

7/26(土) 宵祭
7/27(日) 朝祭

尾張津島天王祭

屋形棧敷・観覧舟・入舟・観光棧敷について

600年近く続くまきわら船の提灯が幻想的に水面を照らす宵祭、朝の静けさにゆうゆうと車楽舟が漕ぎ渡る朝祭をぜひご覧ください。



屋形棧敷の受付について

日時 5月19日(月) 午前9時30分

屋形棧敷

1区画は間口3.6m、奥行2.7mの屋形棧敷を建設できる区画です。

区画料金

特等	1等	2等	3等
6万円	4万8,000円	4万500円	3万3,000円

電灯料金

電灯1個につき8,000円

※提灯は各自で準備してください。

申込方法・屋形棧敷位置の抽選方法

尾張津島天王祭連絡協議会へお問い合わせください。

屋形棧敷の注意事項

- ・屋形棧敷は、各自で準備し、風致を損なわない数奇屋造りで建設してください。
- ・車屋・乗方の方は、その旨を申込用紙に記入してください。

観覧舟について

宵祭の観覧舟は屋形棧敷申込者の受付(有料)のみとなりますので、それ以外の方の受付は行いません。

観光棧敷の申込方法

丸池西側・東側の観光棧敷等については、天王川公園ホームページからまたは郵送にてお申込みください。

詳しくは、下記二次元コードでご確認ください。



入舟を希望する方へ

エンジン付きでない舟をお持ちの方で、丸池内へ入舟を希望される方の申し込みを開始します。

入舟料金

大舟4,500円、小舟2,200円

申込方法

尾張津島天王祭連絡協議会へお問い合わせください。

入舟の注意事項

- ・提灯の灯りはロウソクまたはロウソクに近い灯りを使用し、発電機等の使用は禁止します。
- ・入舟については、祭日前日7月25日(金)までに完了させてください。
- ・「入舟許可書」の提示を求めることがありますので、申込者が常に所持してください。

その他注意事項

- ・いずれの場合も、一度納付された料金は、返還しませんので、ご了承ください。
- ・屋形棧敷の区画、観覧舟は数に限りがあります。
- ・暴力団員および暴力団関係者による申し込みは一切受け付けしません。なお、祭り当日に警察が暴力団員および暴力団関係者と認めた場合は、退去していただくことがあります。
- ・公衆に不安感、不快感を抱かせるような行為や飾り付けはご遠慮ください。

問合

屋形棧敷・観覧舟・入舟について

尾張津島天王祭連絡協議会

【事務局:(一社)津島市観光協会】 ☎28-8051

観光棧敷について

津島市観光交流センター ☎25-2701

投票立会人を募集します

問合せ 選挙管理委員会 ☎55-9606

政治や選挙に対する関心を高めていただくとともに、選挙をもっと身近なものに感じていただくために、投票所で公正かつ適正に投票が行われるよう立ち会う投票立会人(期日前投票立会人)を募集します。

応募資格

- 本市の住民基本台帳に記録されている方
- 本市の選挙人名簿に登録され、選挙権を有している方

募集する投票立会人の種類

表のとおり

募集期間

随時募集

申込方法

投票立会人登録申込書に必要事項を記載のうえ、選挙管理委員会にご提出ください。

※詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票立会人の選任について

応募資格を満たすことが確認できた方を投票立会人名簿に登録することとし、選挙ごとに投票立会人に選任することが決まった方にのみ、選挙管理委員会から連絡します。

※ご登録いただいたすべての方に従事いただくわけではありませんのでご了承ください。



種類	立ち会う場所・日時	報酬
期日前投票立会人	【場所】 津島市役所または商業施設等 【日にち】 期日前投票期間のうち、希望する日 【時間】 ①午前8時30分～午後8時 ②午前8時30分～午後2時15分 ③午後2時15分～午後8時	①9,600円 ②③のうちどちらかに立ち会った場合は4,800円 ※規定の源泉所得税を控除し、金融機関口座に振り込みます。 ※交通費、食事の支給はありません。
当日投票立会人	【場所】 各投票所(市内13カ所) 【日にち】 投票日当日 【時間】 ①午前7時～午後8時 ②午前7時～午後1時30分 ③午後1時30分～午後8時 ※開票所への投票箱送致に同行いただく立会人は、帰宅時間が遅くなります。	①10,900円 ②③のうちどちらかに立ち会った場合は5,450円 ※規定の源泉所得税を控除し、金融機関口座に振り込みます。 ※交通費の支給はありません。 ※①は昼食・夕食、②は昼食、③は夕食を支給します。

国民年金の手続きについて

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所(名古屋市市中村区太閤1-19-46) ☎052-453-7200

年金の被保険者の種類は、次の4種類に分けられます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者
自営業者・農業者や学生、無職の20～60歳の方	会社員や公務員の方	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20～60歳の方	左記以外で国民年金に加入を希望する方

退職・転職・結婚等の場合は変更の届出が必要になります。また、各種年金の請求もご本人の手続きが必要です。各種届出・請求は下表を参考にしてください。

こんなときは必ず届出を

こんなとき	手続き	届出先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同じ)	市保険年金課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
こどもを出産したとき	第1号被保険者が出産した場合、産前産後期間の免除の手続きをする	市保険年金課
配偶者の扶養からはずれたとき (死亡・離婚等)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市保険年金課
海外に滞在するとき(日本国外に住んでいる日本国籍のある方)	国民年金への任意加入の制度があります	市保険年金課
60歳時点で年金受給資格期間が10年に満たない、または受給資格はあるが、受け取る年金額を満額に近づけたいとき	国民年金に任意加入ができます(加入は満額までの期間または65歳までの期間。なお、昭和40年4月1日以前生まれの方で65歳時点でも年金受給資格が得られない場合は、上限70歳までで受給権を満たす期間まで)	市保険年金課
□座振替を開始・変更・停止するとき	□座振替納付の申出書等を提出する	開始・変更 →□座振替希望の金融機関 停止 →市保険年金課
保険料を納めるのが困難なとき	免除(全額・一部)の制度があります	市保険年金課
50歳未満の方で保険料を納めるのが困難なとき	納付猶予の制度があります	市保険年金課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の制度があります	市保険年金課
納付案内書を紛失したとき	納付案内書の再交付を依頼する	中村年金事務所
障がい者になったとき(障害基礎年金の1級または2級程度)	障害基礎年金の請求をする	初診日が第1号被保険者 →市保険年金課 初診日が第3号被保険者 →中村年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	加入年金制度により請求先が異なります
国民年金加入中・受給中に死亡したとき	中村年金事務所・市保険年金課に手続きの確認をする	加入・受給年金制度により手続き先が異なります

国民健康保険からのお知らせ

ID 904564805 問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

令和7年度から国民健康保険税の税率および限度額が変わります

国民健康保険の財政運営の健全化を図るため、税率および限度額を見直すこととなりました。

令和7年度国民健康保険税率

	医療分 【限度額650,000円 →660,000円】		後期高齢者医療支援金分 【限度額240,000円 →260,000円】		介護分 (第2号被保険者 40～64歳) 【限度額170,000円】		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
①所得割率	6.74%	7.03%	2.43%	2.52%	1.97%	2.05%	11.14%	11.60%
②均等割	24,600円	26,400円	9,400円	9,900円	8,500円	9,100円	42,500円	45,400円
③平等割	25,200円	25,100円	7,300円	7,600円	9,300円	8,900円	41,800円	41,600円

・所得割額は、被保険者全員の(令和6年中の総所得金額等^{*}－基礎控除額)の合算額に、税率を乗じて算出したものになります。

※雑損失の繰越控除がある場合は、適用前の所得を用います。

・均等割は加入者1人あたり、平等割は1世帯あたりの金額となります。

・1年間の税額は上記①～③を合算したものになります。

保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等へ納めに行く必要がないため大変便利です。市役所窓口では、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します。

令和7年度の後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

令和7年度の保険料率は、所得割率11.13%、均等割額5万3,438円、保険料賦課限度額80万円です。

世帯の所得状況に応じて、下表のとおり均等割額を軽減します。また、会社の健康保険等の被扶養者で、これまで自分で保険料を払っていなかった方は、被保険者の資格を得た日の月から保険料の均等割額が、5割軽減され(後期高齢者医療保険制度加入後2年間のみ)所得割額は課されません。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の所得金額の合計)	令和7年度 均等割の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の人数－1)以下	7割軽減
43万円+(30万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数－1)以下	5割軽減
43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数－1)以下	2割軽減

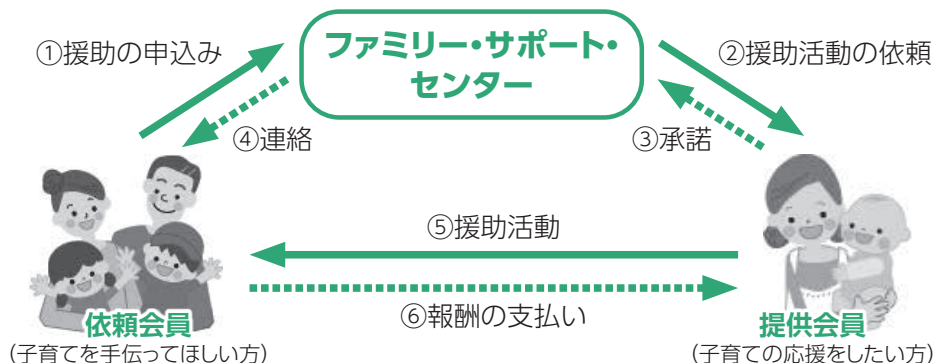
※給与所得者等とは、給与所得を有する方(給与収入が55万円を超える方)または、公的年金等にかかる所得を有する方(年齢65歳未満の方にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える方、年齢65歳以上の方にあつては、当該公的年金等の収入金額が125万円を超える方)をいいます。

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。なお、保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。

もしもの時のために
まずは登録を！

～ファミリー・サポート・センターのしくみ～

(地域みんなで子育てを応援する相互援助活動です)



地域で子育て支援の
輪を広げませんか？

提供会員になるには

安心安全な活動をするための講座を受講します。
一度に全て受講できない場合も大丈夫！講座は年3回開催します。
規定の講座を修了した時点で、提供会員として登録できます(年齢、性別、経験不問)。

提供会員 大募集!!

有償ボランティアとして
地域のために活動してみませんか？

依頼会員に登録するには

利用予定のない方も安心のために事前に登録を。
あらかじめ登録してあれば、緊急時もスムーズに
サポートが受けられます。

登録料・
会費
無料!

登録方法

ファミサポ事務所、移動事務所に来所、または郵送
移動事務所の日程は、毎月市政のひろばに掲載します。
今月は22日(木)午前10時30分～正午、西地区子育て支援セン
ターで行います。依頼会員の登録は、母子手帳をお持ちください。

問合

ファミリー・サポート・センター

(NPO法人れんこん村のわくわくネット
ワーク内)

愛西市北河田町郷西343-1

☎55-7708 FAX 28-5505

✉ma310_y@ec5.technowave.ne.jp

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

こんな時に使えます

- ・習い事をさせてあげたいけど、送り迎えができない。
 - ・お迎え時間に間に合わない。
 - ・こどもが学校へ行く前に出勤しないといけな。
 - ・自分の身体を休めたい、リフレッシュしたい。
 - ・急な呼び出し。でもすぐに迎えにいけな。
 - ・もうすぐ出産。いろいろ心配。
- など

お試し利用券を発行します

知らない人へのあずかりが不安な方もみえます。
提供会員、依頼会員、コーディネーターの三者で事前に
打合せも可能です。

今年度は依頼会員・両方会員1人あたり2枚(2時間分)
のお試し利用券があります。

その他、親子で楽しめる交流会(無料)も開催予定です。
※両方会員:提供会員と依頼会員を兼ねた方



ファミリー・サポート・センター
ホームページ

こんなことを学べます

【研修会】

子どもに性のことどう伝えたらいいの？

講師 ^{いわしまさてる} 岩城正光氏(NPO法人「子どもの虐待防止ネッ
トワーク・あいち」理事長・弁護士)

日時 6月22日(日) 午前10時～正午

場所 生涯学習センター第6会議室

内容 性犯罪の報道もある中、私たちおとなはこども
にどう関わればいいのか、一緒に考えましょう。

対象 子育て支援に関心のある方、子育て中の方、
ファミサポ会員

定員 会場受講40人、オンライン受講30人

※オンラインに関する通信料は自己負担

申込 電話またはFAXで問い合わせ先へ。
二次元コードからも可。



【子育て講座】(年3回開講予定)

小児科医、保育士、臨床心理士などの専門家から、こども
に関する内容を直接学べます。

※詳細は市政のひろば6月号に掲載

すべて受講料無料、無料託児(要申込)もあります。

南文化センター教室

問合 南文化センター ☎24-6161

受講料
無料

各申込期間中に南文化センターで
直接所定の申込用紙に必要事項を
記入のうえ、お申し込みください。

申込 5月11日(日)～13日(火)の午前9時～午後5時

将棋教室

日時 6～12月の第1土曜日(全7回)

初心者 午前9時～10時

経験者 午前10時～正午

対象 市内在住の小学生以上(大人、高齢者も含む)

定員 初心者 10人 経験者 10人(抽選)



リトミック教室

日時 6・8・9月第2・4土曜日、7月第2・3土曜日、
10月第3・4土曜日(全10回)

Aコース 午前9時30分～10時20分

Bコース 午前10時30分～11時20分

内容 音楽を聴き、感じ、動き、歌い、楽器を使い楽し
く表現します。

対象 市内在住の年少児～小学3年生

定員

Aコース(年少児・年中児) 10人(抽選)

Bコース(年長児～小学3年生) 10人(抽選)

申込 5月12日(月)、13日(火)の午前9時～午後5時

前期華道教室

日時 5・8月の第4火曜日、
6・10月の第2・4火曜日、
7・9月の第2火曜日(全8回)
午前9時30分～11時30分

対象 市内在住の20歳以上の方

定員 20人(抽選)

教材費 8,800円(申込時に徴収)

料理教室

日時 6～12月の第2日曜日(8月を除く全6回)
午前10時～正午

対象 市内在住の高齢者

定員 16人(抽選)

教材費 4,500円(申込時に徴収)



ヨガ教室

日時 6月～令和8年1月(各全8回)

Aコース 第2火曜日

Bコース 第4火曜日

※9月のみ第5火曜日

午後1時30分～3時

対象 市内在住の20歳以上の方

定員 各20人(抽選)

書道教室

日時 6月～令和8年2月の第1・3火曜日(全16回)
午後1時30分～3時30分

※8月と1月は第3火曜日のみ

対象 市内在住の20歳以上の方

定員 20人(抽選)

水墨画教室

日時 6月～令和8年2月の第1・3水曜日(全16回)
午前9時30分～11時30分

※8月と1月は第3水曜日のみ

対象 市内在住の高齢者

定員 20人(抽選)

5月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	2日、6月6日 午前10時～正午	市役所1階相談室	秘書広報課 ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	20日、6月3日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階福祉活動室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	27日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階福祉活動室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	14日 午前10時～正午	南文化センター 1階相談室	人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	13、20、27日、6月3日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	7、14、21、28日、6月4日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症のひと 家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	22日 午前10時～午後3時 予約開始は5月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	13日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	8、14、22日、6月6日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 労働者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	22日 午前10時30分～正午	西地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	1、8、14、15、21、22、28、29日、 6月4、5日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 FAX ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数…… 59,335人(－120) 男……… 29,280人(－76) 女……… 30,055人(－44) 世帯数…… 27,515世帯(＋50) 4月1日現在、()は前月比
市内の交通事故・犯罪 [2月]	事故発生件数…… 14件(30件) うち死亡者……… 1人(1人) 犯罪発生件数…… 27件(64件) ()は令和7年中の累計
市内の火災	2月……… 2件(5件) ()は令和7年中の累計
救急車の出動回数	2月……… 289件(683件) ()は令和7年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和7年6月2日(月)

軽自動車税(種別割)…全期 介護保険料…第2期
市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…5月分

市税の今後の納期

	6月	7月	8月
市民税・県民税・森林環境税	第1期	—	第2期
固定資産税・都市計画税	—	第2期	—
国民健康保険税	—	第1期	第2期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。

取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)